

教職員の飲酒運転に係る懲戒処分の基準

平成 22 年(2010 年) 4 月 1 日

滋賀県教育委員会事務局教職員課

状態 相手の被害の程度等	酒酔い運転	酒気帯び運転	※ ¹ ほう助・同乗
死 亡	免 職	免 職	免 職
人身(重傷)	免 職	免 職	免 職
人身(軽傷)	免 職	免職または停職	免職または停職
物損・自損	免 職	免職または停職	免職または停職
検 問 等	免 職	免職または停職	免職または停職

(備 考)

※1 「ほう助・同乗」とは、酒酔い運転または酒気帯び運転となることを知りながら、運転する者に飲酒を勧めたり、飲酒運転をしていることを知りながら同乗した場合をいう。

教職員のわいせつ行為に係る懲戒処分の基準

平成 20 年(2008 年)1 月 18 日
滋賀県教育委員会事務局教職員課

わいせつ行為を行った教職員に対する懲戒処分の基準を以下のとおりとする。

	わ い せ つ 行 為
児童生徒等を対象としたもの	免 職
上記以外の者を対象としたもの	原則として免職

(附 則)

- 1 「わいせつ行為」を次のとおり定める。
「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13 歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為および 13 歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。（セクハラを除く。）
- 2 児童生徒等には、児童生徒以外の 18 歳未満の者を含む。
- 3 この基準については、平成 20 年 1 月 18 日以降に生じた事案について適用する。